

令和7年7月3日

令和7年第2回登米市議会定例会  
6月定期議会 提案理由説明書  
(その2)

登米市議会

議員 番



同意第4号	監査委員選任につき同意を求めることについて
-------	-----------------------

本案は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定に基づき、監査委員の選任を行いたく、議会の同意を求めるものであります。

同意対象者

氏名	せき こう 關 孝
住所	登米市迫町
職業	農業

議案第56号	令和7年度登米市一般会計補正予算（第3号）
議案第57号	令和7年度登米市土地取得特別会計補正予算（第1号）
議案第58号	令和7年度登米市宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）

本案は、議案第56号令和7年度登米市一般会計補正予算（第3号）から議案第58号令和7年度登米市宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）までについて、各種会計予算の補正を行うものであります。

一般会計については、歳入歳出予算の総額にそれぞれ8,881万5千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ501億6,661万4千円とするものであります。

その内容として、歳出では、令和7年5月大雨による災害復旧事業8,881万5千円を増額して計上しております。

歳入では、財政調整基金繰入金2,720万4千円を減額する一方、農地災害復旧費分担金38万円、宅地造成事業特別会計繰入金4,083万9千円、市債7,480万円を増額して計上しております。

また、地方債補正として追加4件を計上しております。

特別会計については、土地取得特別会計の歳出で、土地開発基金繰出金3億6,755万円の増額を、宅地造成事業特別会計の歳出で、土地取得特別会計繰出金3億6,755万円、一般会計繰出金4,083万9千円を増額して計上しております。

議案第59号	選挙長等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
--------	-------------------------------

本案は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律(令和7年法律第50号)が令和7年6月4日に公布及び施行されたことに伴い、国会議員の選挙等の執行に係る国が負担する投票所経費等の基準額について、選挙長等の費用弁償額等が見直されたため、本条例の一部を改正するものであります。  
(新旧対照表5ページ)

議案第60号	財産の処分について
--------	-----------

本案は、登米市迫町北方字大洞地内の土地を処分(譲渡)するにあたり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号及び登米市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成17年登米市条例第73号)第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第59号関係

選挙長等の費用弁償に関する条例 新旧対照表

改 正 案	現 行																																
<p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 この条例で「選挙長等」とは、選挙長_____、投票所の投票管理者、期日前投票所の投票管理者、開票管理者_____、投票所の投票立会人、____期日前投票所の投票立会人、開票立会人及び選挙立会人をいう。</p> <p>(費用弁償の額)</p> <p>第3条 選挙長等に対する費用弁償の額は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">選挙長</td> <td style="width: 50%;">1回につき <u>12,200円</u></td> </tr> <tr> <td>投票所の投票管理者</td> <td>1回につき <u>14,500円</u></td> </tr> <tr> <td>期日前投票所の投票管理者</td> <td>1回につき <u>12,800円</u></td> </tr> <tr> <td>開票管理者</td> <td>1回につき <u>12,200円</u></td> </tr> <tr> <td>投票所の投票立会人</td> <td>1回につき <u>12,400円</u></td> </tr> <tr> <td>期日前投票所の投票立会人</td> <td>1回につき <u>10,900円</u></td> </tr> <tr> <td>開票立会人</td> <td>1回につき <u>10,100円</u></td> </tr> <tr> <td>選挙立会人</td> <td>1回につき <u>10,100円</u></td> </tr> </table> <p>2 (略)</p> <p>第4条 (略)</p>	選挙長	1回につき <u>12,200円</u>	投票所の投票管理者	1回につき <u>14,500円</u>	期日前投票所の投票管理者	1回につき <u>12,800円</u>	開票管理者	1回につき <u>12,200円</u>	投票所の投票立会人	1回につき <u>12,400円</u>	期日前投票所の投票立会人	1回につき <u>10,900円</u>	開票立会人	1回につき <u>10,100円</u>	選挙立会人	1回につき <u>10,100円</u>	<p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 この条例で「選挙長等」とは、選挙長、<u>開票管理者</u>、投票所の投票管理者、期日前投票所の投票管理者、<u>選挙立会人</u>、<u>開票立会人</u>、投票所の投票立会人及び<u>期日前投票所の投票立会人</u>_____をいう。</p> <p>(費用弁償の額)</p> <p>第3条 選挙長等に対する費用弁償の額は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">選挙長</td> <td style="width: 50%;">1回につき <u>10,800円</u></td> </tr> <tr> <td>投票所の投票管理者</td> <td>1回につき <u>12,800円</u></td> </tr> <tr> <td>期日前投票所の投票管理者</td> <td>1回につき <u>11,300円</u></td> </tr> <tr> <td>開票管理者</td> <td>1回につき <u>10,800円</u></td> </tr> <tr> <td>投票所の投票立会人</td> <td>1回につき <u>10,900円</u></td> </tr> <tr> <td>期日前投票所の投票立会人</td> <td>1回につき <u>9,600円</u></td> </tr> <tr> <td>開票立会人</td> <td>1回につき <u>8,900円</u></td> </tr> <tr> <td>選挙立会人</td> <td>1回につき <u>8,900円</u></td> </tr> </table> <p>2 (略)</p> <p>第4条 (略)</p>	選挙長	1回につき <u>10,800円</u>	投票所の投票管理者	1回につき <u>12,800円</u>	期日前投票所の投票管理者	1回につき <u>11,300円</u>	開票管理者	1回につき <u>10,800円</u>	投票所の投票立会人	1回につき <u>10,900円</u>	期日前投票所の投票立会人	1回につき <u>9,600円</u>	開票立会人	1回につき <u>8,900円</u>	選挙立会人	1回につき <u>8,900円</u>
選挙長	1回につき <u>12,200円</u>																																
投票所の投票管理者	1回につき <u>14,500円</u>																																
期日前投票所の投票管理者	1回につき <u>12,800円</u>																																
開票管理者	1回につき <u>12,200円</u>																																
投票所の投票立会人	1回につき <u>12,400円</u>																																
期日前投票所の投票立会人	1回につき <u>10,900円</u>																																
開票立会人	1回につき <u>10,100円</u>																																
選挙立会人	1回につき <u>10,100円</u>																																
選挙長	1回につき <u>10,800円</u>																																
投票所の投票管理者	1回につき <u>12,800円</u>																																
期日前投票所の投票管理者	1回につき <u>11,300円</u>																																
開票管理者	1回につき <u>10,800円</u>																																
投票所の投票立会人	1回につき <u>10,900円</u>																																
期日前投票所の投票立会人	1回につき <u>9,600円</u>																																
開票立会人	1回につき <u>8,900円</u>																																
選挙立会人	1回につき <u>8,900円</u>																																